

2025年4月12日

川辺川ダム強制収用を許さないための事業認定・裁決申請学習会

弁護士 松野信夫

第1 私有財産制度の補償

憲法第29条

第1項「財産権は、これを侵してはならない」

第3項「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる」

土地収用法第1条

「公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関し、その要件、手続及び効果並びにこれに伴う損失の補償等について規定し、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もつて国土の適正且つ合理的な利用に寄与することを目的とする」

任意契約が大原則

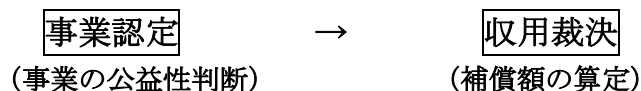
任意契約で道路、河川、空港、ダムなどの公共事業のため必要な土地を取得する。

任意契約がまとまらないときに土地収用法による収用がある。

第2 土地収用制度の概要

1 土地収用制度

2段構えで慎重に行う仕組み



2 事業認定 (川辺川ダムの場合)

【手続】

企業者は国交省九州地方整備局

事業認定者は国土交通大臣

事業説明会の開催

→ 事業認定申請

→ **事業認定申請書の公告・縦覧**

意見書の提出
公聴会の開催請求

→ **第三者機関からの意見聴取**

社会資本整備審議会からの意見聴取

→ **事業認定の要件審査**

国土交通大臣は、次の4要件のすべてに該当するとき、事業認定をする。

- (1) 事業が土地収用法第3条各号の一に掲げるものに関するものであること。
- (2) 起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であること。
- (3) 事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであること。
- (4) 公益上の必要があるものであること。

→ **事業認定告示**

【不服申立手段】

不服があるときには

- ① 不服申立による審査請求（30日以内）
- ② 事業認定取消訴訟（3か月以内）

原告適格が問題になる。 → 法律上の利益がある者

3 収用裁決

【手続】

起業者は**土地調書・物件調書の作成**

その為の立ち入り，調査，測量

→ **裁決申請，明渡裁決の申立**

→ **裁決申請書等の公告・縦覧**

意見書の提出

→ **裁決手続開始決定・登記**

→ **審理**

公開審理の請求

→ **裁決**

不服があるときには

- ① 不服申立による審査請求（30日以内）
- ② 事業認定取消訴訟（3か月以内）

公益性の点はすでにクリアーしている建前であるが、実際には公益性の点も含めて追及する。

(不服審査請求できる者)

処分について審査請求をする法律上の利益がある者、すなわち、その処分により自己の権利もしくは法律上保護された利益を侵害されたまたは必然的に侵害されるおそれのある者であれば、処分の相手方でなくとも、審査請求をすることができる。

(執行停止の申立)

審査請求の場合に、処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる重大な損害を避けるために緊急の必要があると認めるときは、執行停止を求められる。

その他の不服申立方法

- ① 球磨川漁協の同意がなされたときには、その同意自体を争う。
- ② 熊本県の公金が使われるのであれば、公金支出の監査請求、住民訴訟
- ③ 工事差し止め請求訴訟

※ 土地収用法参考条文

(収用委員会の裁決についての審査請求)

第129条 収用委員会の裁決に不服がある者は、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。

(審査請求期間)

第130条 事業の認定についての審査請求に関する行政不服審査法第18条第1項本文の期間は、事業の認定の告示があつた日の翌日から起算して三月とする。

2 収用委員会の裁決についての審査請求に関する行政不服審査法第18条第1項本文の期間は、裁決書の正本の送達を受けた日の翌日から起算して三十日とする。

(審査請求に対する裁決)

第131条 国土交通大臣の事業の認定に関する処分又は収用委員会の裁決についての審査請求に対する裁決は、公害等調整委員会の意見を聴いた後にしなければならない。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、事業の認定又は収用委員会の裁決についての審査請求があつた場合において、事業の認定又は裁決に至るまでの手続その他の行為に関して違法があつても、それが軽微なものであつて事業の認定又は裁決に影響を及ぼすおそれがないと認めるときは、裁決をもつて当該審査請求を棄却することができる。

第3 川辺川ダム

1 当初は、特定多目的ダム

「治水」「利水」「発電」「流水の正常な機能維持」

ダムの目的はいずれも問題があった → 公益性への疑問

利水が外れ、発電も2007年に電源開発が発電事業から撤退

実際上、「治水」だけが残った。

従来の基本高水を中心とした治水が流水型ダムではどのように変わるかチェック

2 河川整備基本方針

球磨川水系河川整備基本方針は2007年5月策定され、2021年12月変更

国交省「降雨量の増大を考慮し、流域治水の観点も踏まえた見直し」

「人吉地点の設定流量

基本高水流量 7,000m³/秒 → 8,200m³/秒

計画高水流量 4,000m³/秒 据置

洪水調節流量（基本高水流量－計画高水流量）4,200m³/秒」

3 河川整備計画

河川整備計画は、2022年8月に策定

熊本県は、流水型ダム推進とともに「河道掘削、遊水池、輪中堤、宅地かさ上げ等の河川整備を迅速かつ着実に進める」ことを要望している。

→ 実際には一部の宅地かさ上げのみの実施。

県はダムなし治水を放棄、球磨川水系工事实施計画に基づいた河川整備のみに留まる。

4 環境アセス

九地整は2024年10月、評価レポート公表。環境影響評価法に基づかないが、川辺川ダムはアセス法適用の前でできた計画だから適用しないという。

しかし、従前のダム計画と異なり、流水型ダムに変更している。

→ 環境影響評価（アセス）法の適用は当然ではないか。

5 川辺川ダムの事業認定から収用裁決の歴史

1966年 7月 旧建設省による川辺川ダム計画発表

1996年 6月 川辺川ダム利水訴訟を熊本地裁に提訴

2000年 9月 建設省が土地収用法に基づく事業認定を申請

12月 建設大臣が土地収用法に基づく事業認定の決定

2001年 3月 漁民・住民が事業認定取消訴訟提訴

2001年11月 球磨川漁協総会で漁業補償案を否決

- 2001年12月 第1回住民討論集会
国交省は熊本県収用委員会に漁業権等の収用裁決申請
- 2002年 2月 県収用委員会で初審理
8月 熊本地裁でダム事業認定取消訴訟は第1回期日で結審
- 2003年 5月 川辺川ダム利水訴訟で農民が福岡高裁で逆転勝訴
- 2003年10月 収用委員会が審理の中断を決定
- 2005年 8月 県収用委員会が収用裁決申請の取り下げを勧告
- 2005年 9月 国交省が収用裁決申請を取り下げ
- 2009年 1月 第1回ダムによらない治水を検討する場が開催
- 2009年 9月 民主党政権が川辺川ダム中止を明言
- 2020年 7月 球磨川水系大水害発生
- 2020年11月 蒲島県知事は流水型ダム建設を表明

第4 今後の闘い

いずれ九州地方整備局が国土交通大臣に対して事業認定の申請をする。

収用の対象は土地，漁業権

1 大声を上げる

→ 多くの意見書を提出する。

ダムの公益性を徹底して追及する。

穴あきダムの有用性が必ず問われる。全国でも穴あきダムの実態を調査する。

球磨川大水害発生の原因究明を徹底して求めて明らかにする。

2 全国的な闘いにする。

→ 国会議員，公共事業チェック議員の会など巻き込む。

マスコミを活用

県議，その他地方議員のダム反対派との連携強化を図る。

仮に首長が変わり，人吉市や相良村がダム反対を表明すれば影響は大きい。

3 裁判と運動との連携

→ 裁判依存型では発展しない。裁判＋運動

最終的に政治が判断するのは世論の動向であり，世論喚起が勝負の決め手

人吉球磨現地での声を上げやすくする。

漁協対策・・・補償金増額だけに終わらせない。

4 長期戦覚悟

→ 長期戦は必至。

石木ダムでは法廷闘争では負けたが，住民は残って闘っている。

多くの市民に呼びかけ，闘争の継続を図る。

第5 各地のダム問題

1 石木ダム（長崎県）

石木ダムの歴史

- 1975年10月 建設省がダムの全体計画を認可
- 1982年5月 長崎県が機動隊140名を導入し、立ち入り調査を強行
- 2004年2月 石木ダムの家屋移転対象66戸のうち、53戸が移転に同意
- 2009年11月 長崎県と佐世保市が国交省九州地方整備局に事業認定を申請
- 2010年3月 住民による連日の阻止行動により、県が付替道路工事の中断を発表
- 2013年9月 国交省九州地方整備局が石木ダムの事業認定を告示
- 2014年7月 長崎県が付替道路工事着工、阻止行動者に、通行妨害禁止の処分決定
- 2015年6月 長崎県が付替道路工事を5年ぶりに着手
- 2015年8月 長崎県が第一次収用裁決対象地4戸の一部農地を強制収用
- 2016年2月 住民や支援者505名によって、石木ダム工事差止仮処分申立
- 2020年10月 事業認定取消訴訟の請求棄却が最高裁で確定
- 2022年9月 工事差し止め訴訟での請求棄却が最高裁で確定
- 2023年9月 事業認定から10年経過、ダム予定地に13世帯居住

法的手続きでは住民側が敗訴したが、住民側は1972年7月、当時の県知事が町長を立会人として住民側と締結した「覚書」の履行を求める。「建設の必要が生じたときは、改めて協議の上、書面による同意を受けた後に着手する」

2 苦田ダム（岡山県）

- 1957年ダム計画 その後猛烈な反対運動展開
- 2005年にダム完成
- 40万tの利水と言われながら、実際には8万tの利用にとどまっている。

3 徳山ダム（岐阜県）

- 1957年事業計画され、2008年ダム完成
- 多目的ダムとしては日本最大規模
- 徳山ダム建設差止訴訟など提起されたが、2007年最高裁で敗訴
- 実際には利水があまり活用されていない

4 大戸川ダム（滋賀県）

近畿地方整備局が淀川水系流域委員会に諮問したところ、淀川水系での大戸川ダム、丹生ダム、与野川ダム、川上ダム、天ヶ瀬ダム全ての中止が妥当という答申になった。しかし、地元滋賀県議会などが反発し、嘉田由紀子知事が苦慮し、2019年に三日月大造知事がダム容認を表明し、建設再開の動きがある。

以上